

第5回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月8日(水)午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員(22名)

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	6 番 池尻 律芳	8 番 塩塚 義治
9 番 樋口 重樹	10 番 高山 和典	11 番 國武 寛
12 番 溝田 耕一	13 番 仁田原一太	14 番 八田 久男
15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博
18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介	20 番 井手 洋一
21 番 原 義博	22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義
24 番 月足 靖彦		

4. 出席最適化推進委員(12名)

1 番 伊藤 正二	2 番 池田 和本	3 番 橋爪 寿賀夫
4 番 生武 光雄	5 番 樋口 祐二	10 番 平島 修
12 番 上村 洋治	20 番 溝田 正忠	29 番 益本 秀明
32 番 東 正洋	37 番 大石 重信	45 番 二田 俊秀

5. 欠席委員 農業委員(2名)

5 番 仁賀木 義文	7 番 平井 照也
------------	-----------

6. 欠席委員 最適化推進委員(2名)

28 番 野中 敏光	43 番 山口 史登
------------	------------

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 20号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第 22号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について

報告第 9号 農地改良行為の届出について

報告第 10号 農地法施行規則第29条の規定による報告について
 議案第 23号 農地法第4条の規定による許可処分の変更について
 議案第 24号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 25号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 26号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
 事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定
 等について

8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
 関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様こんにちは。わたくし5月2日に笠原でありました霊巖寺の
 献茶祭に農業委員会を代表して出席して参りました。平坦部では最
 後の方になってきましたが、山間部ではいよいよピークをむかえて
 おります。本日は令和6年度第5回農業委員会総会を開催いたしま
 したところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠
 にありがとうございます。ただいまより農業委員会総会を開会い
 たします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員22名、

農地利用最適化推進委員12名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、23
 番 堤 正義 委員、1番 中村 輝義 委員を本日の会議の議
 事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませ
 んか。

（異議なしの声あり）

	異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。 (案件朗読) 事務局朗読のとおり報告3件・議案7件を一括議題といたします。 それでは1ページをお願いします。 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については14件です。総合計については、5ページをご確認ください。 解約のあった土地26筆のうち田21筆、畑5筆、合計面積32,040㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。6ページをお願いします。 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員2番をお願いします。
推進委員 2番	番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２番の説明を農業委員６番お願いします。
農業委員 ６番	番号２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。申請農地は、譲り受け人の自宅に隣接しており、これまでも管理をされていました。主に自家消費、余剰分はよらん野での販売をされる予定とのことです。
議 長	事務局より備考欄について補足説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。前回の農業委員会の際に、狭小面積を取得して新規営農される場合の取扱いについて、どのような営農をされるのか分からないというご意見をいただきました。事務局で話し合い、新規営農（自家消費）と表記させていただくという事にしておりますので、今後この標記をさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。
議 長	それでは２番についての説明が終わりましたので質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

推進委員 10番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を最適化推進委員10番お願いします。
議長	番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
農業委員 16番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を農業委員16番お願いします。 番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

推進委員 20番	続いて番号5番の説明を最適化推進委員20番お願いします。
議 長	番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を農業委員1番お願いします。
農業委員 1番	番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員32番お願いします。

推進委員 3 2 番	番号 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を農業委員 2 2 番お願いします。
農業委員 2 2 番	番号 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の共有者への贈与と、譲り受け人の共有者より受贈による共有持分 2 分の 1 の所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を推進委員 3 7 番お願いします。
推進委員	

37番	番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を推進委員37番お願いします。
推進委員 37番	番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。
農業委員 14番	すみません、よろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ農14
農業委員 14番	番号9番の譲り渡し人と番号10番の譲り受け人、番号9番の譲り受け人と番号10番の譲り渡し人が同じとなっていますが、詳しい説明をお願いします。

事務局	ご説明いたします。こちら番号９番と１０番の案件については、譲り渡し人と譲り受け人は兄弟でありまして、元々はお二人で農地を経営されていたのですが、お一方が農業を休まれるという事で農地を贈与されていた分を、もうお一方に増やすという事で兄弟間での引き渡しを行ったことになっています。特段交換という事ではありませんので、お二方の間で贈与しあったというような形になっております。
農業委員 １４番	分かりました。
議 長	ほかに何かございますか。無ければ質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号１１番の説明を農業委員１４番お願いします。
農業委員 １４番	番号１１番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

事務局	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１２番の説明を事務局よりお願いします。 番号１２番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は、申請地の近くに母の実家があり週末はそこで生活されており、家庭菜園の農地として利用される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１３番の説明を推進委員２９番お願いします。
推進委員 ２９番	番号１３番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

事務局	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１４番の説明を事務局よりお願いします。 番号１４番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１５番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号１５番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

事務局	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１６番の説明を事務局よりお願いします。 番号１６番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
事務局	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１７番の説明を事務局よりお願いします。 番号１７番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はいどうぞ１４番
農業委員 １４番	番号１６番と１７番の譲り受け人は、ともに住所が同じですがなぜ名前が違うのですか。

事務局	はい、同じ集合住宅にお住みになっていますが、号室が違いますので全くの別世帯という事になります。
農業委員 14番	分かりました。
議 長	ほかにございますか。無ければ質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を最適化推進委員45番お願いします。
推進委員 45番	番号18番についてご説明いたします。譲り受け人の遠方による耕作困難と、譲り受け人による相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番についてですが、農業委員17番は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与に抵触する事案でありますので、席を下げてくださいようお願いいたします。

推進委員 4 5 番	それでは、番号 1 8 番の説明を推進委員 4 5 番お願いします。
議 長	番号 1 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員 1 7 番は元の席にお戻りください。 それでは 1 1 ページをお願いします。 議案第 2 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員 6 番・9 番・2 2 番・1 3 番は八女市農業委員会会議規則第 1 1 条の議事参与に抵触する事案でありますので席を下げてくださいようお願いいたします。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が 3 件、利用権設定の案件 2 3 7 件でございます。 番号 1 番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。

事務局	番号２番、こちらを推進機構より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 番号３番、こちらを譲り渡し人より推進機構へ売買により所有権移転されるものです。 １３ページから７２ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は１年から２０年までの新規、再設定、合わせて利用権設定 件数２３７件。総合計については、７２ページをご確認ください。利用権を設定する土地５６４筆、合計面積７５７，９０４．３９㎡です。 今回は新規営農の案件がございますのでご説明いたします。 １４ページをお願いします。 番号８番、こちらを譲り渡し人より、譲り受け人へ１０年間の賃貸借権設定の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。 ＪＡふくおか八女就農支援センター９期生として、１年間、栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先はＪＡを予定されています。 続きまして、１６ページをお願いいたします。 １６ページ、申請番号１８番です。 番号１８番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ１０年間の賃貸借権設定の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。 以前より農業に興味があり、今回農地を借り受け、隣接ハウスのナスを栽培されている知人より指導を受けながら、ナスを栽培されます。出荷先はＪＡを予定されています。
-----	--

事務局	続きまして、１７ページをお願いいたします。 １７ページ、申請番号２３番です。 番号２３番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ１０年間の賃貸借権設定の申請です。 譲り受け人について、ご説明いたします ＪＡふくおか八女就農支援センター９期生として、１年間、栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先はＪＡを予定されています。 続きまして、２０ページをお願いいたします。 ２０ページ、申請番号３４番は、５９ページ１８７番と６２ページ１９８番と関連がありますので一括してご説明いたします。 番号３４番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ５年間の賃貸借権設定の申請です。 ５９ページ、１８７番をお願いいたします。 番号１８７番、こちらを八女市立花町兼松の譲り渡し人より譲り受け人へ５年間の使用賃貸借権設定の申請です。 ６２ページ、１９８番をお願いいたします。 番号１９８番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ５年間の賃貸借権設定の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。 これまで立花町の果樹農家で農作業の手伝いをされており、栽培に関する知識を身につけられております。今回農地を借り受け、ミカンや梅、タケノコを栽培されます。出荷先はＪＡを予定されています。
事務局	続きまして、ページ戻りまして２２ページをお願いいたします。 ２２ページ、申請番号４２番です。 番号４２番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ５年間の賃貸借権設定の申請です。

事務局	譲り受け人についてご説明いたします。 J Aふくおか八女就農支援センター9期生として、1年間、栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先はJ Aを予定されています。 続きまして、60ページをお願いいたします。 60ページ、申請番号189番です。 番号189番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ5年間の賃貸借権設定の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。 J Aふくおか八女就農支援センター9期生として、1年間、栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先はJ Aを予定されています。 続きまして、63ページをお願いいたします。 60ページ、申請番号202番です。 番号202番、こちらを譲り渡し人より譲り受け人へ5年間の賃貸借権設定の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。 J Aふくおか八女就農支援センター9期生として、1年間、栽培技術及び農業経営に関する研修を受けてこられました。今回農地を借り受け、イチゴを栽培されます。出荷先はJ Aを予定されています。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

事務局 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 73ページをお願いします。 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。 ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する件数は13件です。73ページから76ページにつきましては各筆明細となっております。総合計については、76ページをご確認ください。権利を設定する土地49筆、合計面積173,293㎡です。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 77ページをお願いします。 報告第9号 農地改良行為の届出について番号1番の説明をお願いします。
-----------------------	---

事務局	はい、説明する前に関係資料として別紙でお渡ししておりました図面についてですが、今回から統一して市のシステムを利用して、図面を出させていただいております。古いシステムになりますので、多少現在の地図と異なっている部分がありますが今後はこれを位置図として使用させていただきます。 それでは1番についてご説明させていただきます。 申請地は、福岡八女農業協同組合稲富集荷場より西へ300メートルほど進んだ農地です。 この土地を客土し、サツマイモの作付けをされる予定です。 隣接農地の同意もごさいます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 78ページをお願いします。 報告第10号 農地法施行規則第29条の規定による報告について番号1番の説明をお願いします。
事務局	番号1番についてご説明いたします。申請地は、県営パイロット内の五社神より北へ600mほど進んだ農地になります。この土地を、面積7343㎡のうち160㎡を農業用倉庫用地として利用されます。農業機械を格納され、効率的な運用を目的とされます。隣接農地はありません。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい農業委員4番どうぞ。
農業委員 4 番	お聞きしますが、農業用倉庫が160㎡、全体面積が7343㎡となっていますけれど、倉庫用地を除いたほかの農地は何を作付けされてありますか。

事務局	最近この農地を買われたのですが、もともと果樹を植えてありましたので引き続き果樹をされてあります。
農業委員 4 番	果樹にも色々ありますからね。できれば備考欄に果樹園(果物名)と書いてもらわないと。 残りの土地はどういうふうに使ってある土地なのかその辺も備考欄に今後は書いてください。お願いします。
事務局	分かりました。ちなみにスモモを中心とした果樹という事になっております。今おっしゃったとおり、残りの農地の扱い方について備考欄に記載したいと思います。
議 長	前回も同様の質疑があっておりますので、事務局にきちっと整理するように指導いたします。 それでは質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 続いて番号 2 番の説明をお願いします。
事務局	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、八女市立見崎中学校より南東に道を挟んで接した農地になります。 この土地を、面積 3 0 2 m²のうち 4 0 m²、非農地 7 0 m²を足しまして、全体計画面積 1 1 0 m²を農道用地として利用されます。 南東に隣接する田へ進入するために、今回申請地に農道を作り効率的な作業を目的とされます。隣接農地の同意はあります。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい農業委員 4 番どうぞ。

農業委員 4 番	以前見崎中学校がみさき学園になったときに、学童保育用地をみにいきましたが、ここは隣接地ですかね。
事務局	はい隣接する土地になります。
農業委員 4 番	図面を見ましたが、まさか学童保育用地の一部ではないかと思いい聞きました。
事務局	学童保育用地の所有者と別の所有者でございます。
農業委員 4 番	分かりました。
議 長	ほかに無いようですので質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 続いて番号 3 番の説明をお願いします。
事務局	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は、黒木郵便局から北東へ約 200 m 進んだ農地になります。この土地を、全体面積 712 m ² のうち 55 m ² を農道用地として利用されます。隣接農地はありません。残りの土地につきましては水稻を作付けされております。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 はい農業委員 4 番どうぞ。
農業委員 4 番	現況図を見ましたが、申請地しか載っておらず農道用地でどこの農地に行くのか分からない。隣接農地も載せていただかないと分

	かりません。
事務局	現況図で申しますと、申請地の上にある農地になります。
議 長	ほかにございますか。はい農業委員 1 4 番どうぞ。
農業委員 1 4 番	図面上に幼稚園や保育園が載っていますが、現在は全然違う場所に移転しています。古い地図では申請地が分かりにくいのではないですか。
議 長	はい、事務局どうぞ。
事務局	ご説明いたします。地図につきましては農業振興地域の整備計画が全体見直しとなりまして、今後はシステムを活用して進めたいと思っております。今後航空写真等新しくなる可能性はあるのですが、先程おっしゃったとおり古い情報があると審議の中でどこを目印にしているのか分かりにくいと思います。今後周りの状況が変わっている部分に関しましては補正をして農業委員、推進委員の皆様が分かりやすいような地図を作成したいと考えております。ゼンリン地図の複写や掲載が個人情報保護の観点からできなくなっておりますので、このような市で使う情報を活用しながら皆様にお分かりいただけるような地図を作成していきたいと思っておりますのでご指導のほどよろしくお願いいたします。今回は分かりにくい地図になっておりますがどうぞよろしくお願いいたします。
議 長	それでは本庁の方で資料作成するときに、支所との連絡をきちっととって位置図を作成してください。はい、農業委員 4 番どうぞ。

農業委員 4 番	税務課において、課税台帳の航空写真は三年に一回ほど撮り直していますよね。課は違いますが同じ八女市なので税務課の航空写真と字図を重ねたものを使用できるようにしてもらえれば、分かりやすいと思いますので検討の程お願いいたします。
事務局	ご意見ありがとうございます。現在システムのほうを改修しております。今後は税務課が使用しているシステムを農業振興課や農業委員会でも使えるようになると思っております。
議 長	総会議案で出す資料では間違いがないようにきちっと整理したうえで出すように心がけさせます。今回は大変申し訳なく思っております。指導、助言ありがとうございました。 それでは質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 79ページをお願いします。 議案第23号 農地法第4条の規定による許可処分の変更について番号1番の説明を最適化推進委員3番をお願いします。
推進委員3 番	番号1番についてご説明いたします。 申請地は、八女市大島にあります柳病院から北へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読） 当初計画では、農地改良して、ぶどうの作付けを計画されておりました。事業計画変更は、大雨時の浸水対策として盛土による施工として変更するものです。 隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。
議 長	現地調査の報告を農業委員2番をお願いします。
農業委員	4月26日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しませ

2 番	ん。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 それでは議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員12番説明をお願いします。
推進委員 12番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、セブンイレブン井延店より木屋へ400メートルほど進んだ農地です。 (議案書朗読) この土地を、専用住宅用地として利用するための申請です。 隣接する農地は本人所有です。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。

議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 1 番お願いします。
推進委員 1 番	4 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については浄化槽で処理され、西側側溝へ排水されます。雨水も同様に側溝へ放流される計画です。周辺農地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 8 1 ページをお願いします。 議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた農地であり、第 3 種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員 1 番説明をお願いします。
推進委員 1 番	番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、八女学院中学高校より西に接した農地です。（議案書朗読） この土地を売買により取得され、学校グラウンド用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は

	とれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 4 番お願いします。
推進委員 4 番	4 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側側溝へ放流される計画です。隣接農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。 続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は第 3 種農地と判断します。内容は 1 番と同じです。
議 長	続いて最適化推進委員 1 番説明をお願いします。
推進委員 1 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、福岡法務局八女 支局より南西に 5 0 メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を、賃貸借で譲り受けられ事務所用地として利用するた めの申請です。 隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、問題はな

	いと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 2 番お願いします。
農業委員 2 番	4 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側側溝へ放流される計画です。 隣接農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は第 3 種農地と判断します。内容は 1 番と同じです。
議 長	続いて農業委員 4 番説明をお願いします。
農業委員 4 番	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は、八女市立南中学校より北へ 1 0 0 メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を、譲り受けられて共同住宅用地 2 棟 1 1 戸として利用するための申請です。 隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はな

	いと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 2 2 番お願いします。
農業委員 2 2 番	4 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝へ放流される計画です。 隣接農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 4 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地でありますので第 3 種農地と判断します。
議 長	続いて推進委員 5 番説明をお願いします。
推進委員 5 番	番号 4 番についてご説明いたします。申請地は、八女市三河小学校より南西へ 6 0 0 メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を、譲り受けられて専用住宅用地として利用するための

議 長	申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
推進委員 4 番	現地調査の報告を推進委員 4 番お願いします。
議 長	4 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水とともに北側水路へ放流される計画です。 隣接農地への影響等、問題はないと思います。
事務局	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて議案第 2 6 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願いします。 ご説明いたします。 別添資料「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」をお願いいたします。 まず、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規程により農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされておりまして、その活動の透明性を確保するため、法第 3 7 条

事務局	の規定により、農地等の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、点検・評価し、公表するものでございます。 内容について、主な部分のみご説明いたします。 1 ページは、昨年のも目標設定時であります令和5年4月1日時点の農業委員会の状況についてです。 2 農家・農地等の概要は、注釈にも記載がありますとおり、直近2020年に実施された農林業センサスや令和4年耕地及び作付面積統計等のデータを基に記入しております。 2 ページ、最適化活動の実施状況についてです。 (1) 農地の集積について①現状及び課題、②目標については記載のとおりです。③実績につきましては、令和5年度の新規集積面積は160haとなっており、管内の農地面積6390haに対し、今年度末の集積面積が2410ha、集積率は37.7%でございます。 (2) 遊休農地の解消について、①現状及び課題、②目標については記載のとおりです。③実績につきましては、緑区分の遊休農地のうち解消面積が0.7haとなっており、目標に対する達成状況は、20.6%でした。 黄区分の既存遊休農地の解消のための工程表の策定状況については、現状として、基盤整備の実施方法等についての工程表の作成までには至っておりません。 ④その他につきましては、令和5年度の農地パトロールの実績に基づき記載しております。 次に、(3) 新規参入の促進について、①現状及び課題、②目標については記載のとおりです。 ③実績につきましては、新規参入者へ貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積は、34.4haで目標に対する達成状況は147%でした。 2 最適化活動の活動目標に対する点検、評価でございます。
-----	--

事務局	(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は(2)活動強化月間の設定目標と実績については、記載のとおりです。 (3) 新規参入相談会への参加実績はございません。 目標達成状況の評語につきましては、目標に対して、期待どおりの結果が得られたということになりました。また、推進委員等の点検評価結果としましては、目標に対し、期待通りの結果が得られということになります。 6 ページに移りまして、事務の実施状況につきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。 次に、7 ページをお願いいたします。 「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」をお願いいたします。
事務局	1 ページは、令和6年4月1日時点の農業委員会の状況についてです。 2 農家・農地等の概要は、注釈にも記載がありますとおり直近2020年に実施された農林業センサスや令和5年耕地及び作付面積統計等のデータを基に記入しております。また農業委員会調べ(令和6年4月1日時点)につきましては八女市に聞き取り調査の上、記載しています。 総農家数3,614戸、基幹的農業従事者数4,093人、認定農業者数679経営体となっております。 耕地面積につきましては令和5年耕地及び作付面積統計に基づき記載しており、田2,430ha、畑3,910ha、計6,340haでございます。 8 ページの、1 最適化活動の成果目標についてです。 (1) 農地の集積につきましては、八女市で作成しております人・農地プランに位置付けられた担い手への集積面積は2,410ha となっております管内の農地面積6,340ha に対して、集積率は38.0%となっております。農地の集積の目標は、福岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針におきまして、令和10年度までに集積率80%と示されており、その数値に合

事務局	わせて設定をしております。今年度の新規集積目標については、112haを目標に設定しております。最終的な集積の目標は80%ですが、達成可能な目標を設定しなければならないため少なくとも過去5年間の平均くらいは集積を進めていきたいと考えております。 (2) 遊休農地の解消について、農地パトロールにおいて把握している面積につきましては464haです。うち緑区分(トラクター等の耕うんで利用可能)につきましては36haとなっております。目標については、緑区分の遊休農地の解消目標として注釈記載のとおり令和3年度の利用状況調査における緑区分の面積の5分の1の面積3.4haを目標に設定しております。 黄区分につきましては、411haとなっており、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針については、記載のとおり引き続き市・農地バンク等連携のもと、基盤整備の実施方法等について検討してまいります。9ページ、(3)新規参入の促進について、現状については記載のとおりです。目標については、過去3年度分の権利移動面積の平均の1割15haを設定しております。 2最適化活動の活動目標についてです。 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月8日で設定しております。 これは月8日、丸一日最適化活動を行いなさいというのではなく、何分でも活動した日は活動した日として集計し活動記録をつけてください。 現在、八女市農業委員会においては農業委員も担当区域を持ち現場活動を行っておりますが、本来は最適化活動いわゆる現場活動を担うのは農地利用最適化推進委員の業務であり、主として推進委員の皆様に活動していただくところです。その際、農業委員はその最適化活動の実施状況を把握したうえで推進委員に対して必要な支援を行うこととされていることから、こちらには農業委員も最適化活動を行う実数として挙げさせていただいております。 (2) 活動強化月間の設定目標は年4回、8月から10月にかけての農地パトロール月間、また3月の利用権設定に合わせたヤミ小
-----	--

事務局	作の解消強化を考えています。農地パトロールにおいて、遊休農地の把握や解消も必要ですが、優良農地は次の世代に残していかなければなりません。そのような守るべき農地の洗い出しを最適化活動で行っていきたいと考えています。 （３）新規参入相談会への参加目標は１回１名で設定しております。具体的な相談会への参加については未定ですが、開催について情報収集し委員とともに事務局も参加したいと考えております。 以上が令和６年度最適化活動の目標の設定等についてです。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。 （閉会宣言　１５時３５分） 令和６年５月８日 議　長　　　　　月　足　靖　彦 ２３番　　　　　堤　　　正　義 １番　　　　　中　村　輝　義
------------	--

